

千葉県県土整備公共事業評価実施要領

平成23年 4月 1日
平成25年 8月 1日 一部改正
平成27年12月 1日 一部改正

第1 目的

千葉県県土整備部が実施する公共事業の効率化及び、採択から事業完了に至る過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

第2 事業評価の区分

事業評価は、次に掲げる事前評価、再評価、事後評価からなるものとする。

1 事前評価

事業の計画段階において、事業着手の必要性や妥当性を評価するもの。

2 再評価

事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業の事業継続の必要性や妥当性を評価するもの。

3 事後評価

事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、事業評価の結果を今後実施する同種事業の計画等に反映させるもの。

第3 評価の対象とする事業の範囲

県土整備部が実施する事業のうち、全体事業費が40億円以上の事業を評価の対象とする。ただし、維持管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く。

また、国庫補助事業の再評価及び、評価の実施主体又は事業を所管する課（以下、「実施主体等」という。）の長が必要と認めた事業については、全体事業費が40億円以下であっても対象とする。

第4 評価を実施する事業

評価を実施する事業は、それぞれ以下の事業とする。

1 事前評価

(1) 事業費を予算化しようとする事業

事業費を予算化するとは、事業実施について県の意思決定を行うことをいい、一般的には、詳細設計・実施設計等の予算措置をいう。

(2) 準備・計画に要する費用を予算化しようとする事業。ただし、次に掲げる事業で、事業採択（事業費の予算化をいう。以下同じ）前の準備・計画段階で着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。

① 地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等で大規模なもの（着工準

備費を予算化するものに限る)。

② 実施計画調査費を予算化するダム事業

2 再評価

(1) 事業採択後一定期間が経過した後も未着工の事業

この場合において、「一定期間」とは「5年間」、「未着工の事業」とは別紙1のとおりとする。

(2) 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業

この場合において、「長期間」とは「5年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。

(3) 準備・計画段階で一定期間が経過している事業

ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。

① 地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等で大規模なもの（着工準備費を予算化したものに限る。）。

② 実施計画調査費を予算化したダム事業

なお、「準備・計画段階」とは、①に掲げる事業については「着工準備費の予算化から事業採択に至るまでの段階」、②に掲げる事業については「実施計画調査費の予算化から河川整備計画に位置づけられるまでの段階」とし、「一定期間」とは5年間とする。

(4) 再評価実施後一定期間が経過している事業

この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、「再評価実施後、5年が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。）」とする。

(5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、実施主体等の長が行うものとする。

3 事後評価

(1) 事業完了後一定期間が経過した事業。

「一定期間」とは、事業の特性を踏まえ、「5年以内」とする。また、「事業完了」とは別紙2のとおりとする。

(2) 前回の事後評価結果を踏まえ、事後評価の実施主体等の長が改めて事後評価を行う必要があると判断した事業。

この場合において、次に掲げるものを基本とするが、その他で事後評価の実施主体等の長が必要と判断したものについても事後評価を行うことができるものとする。

① 効果の発現が十分ではないが、今後時間の経過により効果の発現が期待できると事後評価の実施主体等の長が判断した事業

② 改善措置が必要であると事後評価の実施主体等の長が判断し、その措置が講じられた事業

第5 評価の実施手続き

1 評価の実施主体

評価の実施主体は、千葉県県土整備部とする。

2 審議依頼案件の選定

事業所管課は評価の対象とする事業を選定して県土整備部長に審議依頼するものとし、対象事業ごとに評価に係る資料及び対応方針（案）（事前評価にあつては自己評価調書）を作成するものとする。

3 審議依頼

県土整備部長は、事業所管課から依頼のあつた対象事業を、千葉県行政組織条例（以下、「条例」という。）第28条第1項に基づき設置されている千葉県県土整備公共事業評価審議会（以下、「審議会」という。）に提出し、併せて会議の開催を要請するものとする。

なお、条例第29条第1項に規定された委員の構成に係る分野については、別紙3のとおりとする。

4 対応方針の決定

(1) 要請を受け開催された会議での審議結果及び審議会の会長より意見の提出があつた場合は、県土整備部はこれを最大限尊重し、対応方針を決定するものとする。

なお、事前評価においては「ちばづくり県民コメント制度（パブリックコメント）に関する指針」に基づく県民からの意見聴取を行い、この意見も踏まえ対応方針を決定する。

(2) 中止等の重要な決定に当たっては、知事の判断をあおぐものとする。

(3) 事後評価において、事業完了後の管理主体が事後評価の実施主体と異なる事業にあつては、事後評価の実施主体は、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について管理主体と調整を行い、対応方針を決定する。

5 対応方針の公表

県土整備部は、対応方針を公表するものとする。

なお、事前評価においては県民から聴取した意見について県の考え方を付し併せて公表するものとする。

第6 事前評価の実施に関する事項

1 事前評価の視点

事前評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

(1)必要性

(2)経済的・社会的効果

(3)財政的負担等の見通し

(4)環境に与える影響

(5)総合的な評価

2 事前評価の実施時期

事前評価の実施時期は、予算措置を行おうとする前に実施するものとする。

第7 再評価の実施に関する事項

1 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

(1) 事業の必要性等に関する視点

① 事業を巡る社会経済情勢等の変化

事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。

② 事業の投資効果

事業の投資効果やその変化。

原則として、再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。

なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。

③ 事業の進捗状況

再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。

(2) 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等。

(3) コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性。

2 再評価の実施時期

再評価の実施時期は以下のとおりとする。

(1) 第4の2(1)に該当する事業にあっては、事業採択後5年目の年度末までに実施する。

(2) 第4の2(2)に該当する事業にあっては、事業採択後5年目の年度末までに実施する。

(3) 第4の2(3)に該当する事業にあっては、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後5年目の年度末までに実施する。

(4) 第4の2(4)に該当する事業にあっては、再評価実施後5年目の年度末までに実施する。

第8 事後評価の実施に関する事項

1 事後評価の視点

(1) 事後評価を行う際の視点は以下のとおりとする。なお、各視点について、事業種別ごとに事業の特性に応じた評価の項目及び内容を設定するものとする。

- ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化
 - ② 事業の効果の発現状況
 - ③ 事業実施による環境の変化
 - ④ 社会経済情勢の変化
 - ⑤ 今後の事後評価の必要性
 - ⑥ 改善措置の必要性
 - ⑦ 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性
- (2) 事後評価の実施主体は、事業の目的等を踏まえ、管理主体と調整し、運用面、施設面等の視点から改善措置を検討するものとする。

2 事後評価の実施時期

事後評価の実施時期は以下のとおりとする。

- (1) 第4の3(1)に該当する事業にあつては、事後評価の対象となる年度末までに実施する。
- (2) 第4の3(2)に該当する事業にあつては、前回の事後評価の結果を踏まえ、事後評価の実施主体が実施時期を決めるものとする。

第9 その他

1 事業ごとの実施要領の細目

事業所管課は、本要領に基づき、事業ごとの評価についての実施要領の細目を必要に応じて定めるものとする。

- 2 本要領に改正の必要が生じた場合には、その都度県土整備部県土整備政策課において改正手続きを行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 本要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 本要領の施行に伴い、「千葉県県土整備部所管国庫補助事業再評価実施要領（平成21年6月1日改定）は廃止する。

(経過措置)

- 3 再評価を実施する事業は、本要領の施行初年度に審議案件が集中することを避けるため、第7の2の規定に係わらず、5年間で平準化するように事務局において割振るものとする。

附 則（平成25年8月1日付け県土政第522号）

(施行期日)

- 1 本要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成27年12月1日付け県土政第907号）

(施行期日)

- 1 本要領は、平成27年12月1日から施行する。

(別紙-1)

「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業名	未着工の定義
道路事業 河川事業 ダム事業 砂防・地すべり対策・急傾斜地崩壊 対策・海岸事業 都市公園事業 下水道事業 街路事業 住宅市街地総合整備事業・住宅地区 改良事業等	用地買収手続、工事ともに未着手
土地区画整理事業	用地買収手続、仮換地指定、建物移転、工事と ともに未着手
市街地再開発事業	権利変換計画又は管理处分計画が未決定、かつ 用地買収手続又は補償手続に未着手
公営住宅整備事業等	工事に未着手
住宅市街地基盤整備事業	道路、公園、下水道等の公共施設整備事業に ついて、通常事業に準じて設定
港湾整備事業	工事に未着手

(別紙－２)

「事業種別ごとの事業完了」の定義

所管事業名	事業完了の定義
都市公園事業	原則として計画区域全体において、都市公園法第２条の２に基づく供用開始の公告が行われた時点
土地区画整理事業	原則として換地処分が行われ、清算金の徴収交付事務が終了した時点
下水道事業	原則として全体計画に規定している施設整備が完了した時点
市街地再開発事業	全ての工事が完了し、清算が行われた時点
河川事業	原則として一連の整備効果を発現する区間の整備が完了した時点
ダム事業	原則として建設事業が完了した時点
砂防事業	全体計画又は一定計画策定の単位で整備が完了した時点
海岸事業	背後を海岸災害から防護する一連の海岸について整備が完了した時点
地すべり対策事業	地すべり防止区域における一連の地すべり対策事業が終了した時点
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊危険区域における一連の急傾斜地崩壊対策事業が終了した時点
道路、街路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
公営住宅整備事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設が全て完成した時点
住宅市街地総合整備事業・住宅地区改良事業	原則として区間内の事業が完成した時点
住宅市街地基盤整備事業	原則として区間内の事業が完成した時点
港湾整備事業	原則として事業採択を行ったプロジェクトの整備が全て完了し供用を開始した時点

(別紙－ 3)

審議会委員の分野

分 野		委員数
学識経験者	道路、河川、港湾、都市計画、 公園、下水道、経済、環境	9
市町村の代表者	市長会代表者	1
	町村会代表者	1
合 計		11